

2019年1月11日

公益社団法人日本地すべり学会関西支部

公益社団法人日本地すべり学会
関西支部正会員各位

公益社団法人日本地すべり学会
関西支部 支部長 末峯 章

代議員候補者の募集について

公益社団法人日本地すべり学会定款第11条に定める代議員選挙のため、代議員選挙細則に基づき、代議員候補者を募ります。代議員に立候補を希望される正会員は、下記のとおり、日本地すべり学会関西支部事務局まで応募して下さい。

記

1. 候補者の要件

公益社団法人 **日本地すべり学会**の**正会員**であること。理事との兼任はできません。

2. 応募の方法

日本地すべり学会代議員選挙細則第4条2項に基づき、様式1により、地すべり学会関西支部事務局にメールで応募して下さい。

メール送付先アドレス ; kansai.sibu.jimu@gmail.com

詳しい手順は、下記の応募「届け出」手順を参照して下さい。

3. 応募の期限

2019年1月21日

4. 候補者の選定等

応募者数が支部の定数を越えた場合は、20名以上の推薦人リストを添えて再応募となります。支部から推薦された候補者は、地すべり学会正会員による投票を経たうえで、正式に代議員として選出されることとなります。

5. 代議員の役割など

代議員の役割については、公益社団法人日本地すべり学会定款に示されています。定款第21条によれば、代議員で構成する総会は定款の変更、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認、役員を選任又は解任等、最高意思決定機関としての役割を有します。

以上

応募「届け出」手順

- (1) 「様式1」の①欄を全て記入する
- (2) これをメールに添付して、支部事務局宛に送信する
- (3) メール の 件名は、「関西支部代議員応募届け出」とする
- (4) 届け出を確認するために、「受信確認」のチェックを入れる（開封通知機能のないメールソフトを利用する場合は、電話で確認のこと）
- (5) 届け出様式の添付以外に、本文を記載する必要はない
- (6) 送信時期は、応募受付期間内とする
- (7) 以上の手順を遵守していない場合は、届け出を受理しないこともある

【応募者数が支部の定数を越えた場合の追加手順】

- (8) 様式1の①欄を全て記入し、次に②欄に20名の推薦人情報を記載する。ただし推薦人は、複数の希望者を推薦することはできない。なお、支部の定数を越えた場合には、支部長から応募者に連絡する。
- (9) メールによる届け出方法は、上記の(2)～(7)に準ずる